

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から同年11月までの期間及び45年7月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から同年11月まで
② 昭和45年7月から46年3月まで

両申立期間の国民年金保険料については、私の妻が夫婦二人分を地区の納付組合を通じて納付していたはずである。

しかし、社会保険庁では、私の妻は国民年金保険料がすべて納付済みとなっていながら、私の分のみが未納となっているとのことであった。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険及び国民年金の切替手続に加え、国民年金における強制加入及び任意加入の切替手続も適切に行っているなど、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付意識の高さや国民年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和35年11月19日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、両申立期間については、申立人の主張のとおり、申立人の妻の国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることが確認でき、申立人のみが保険料未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間①直後となる昭和41年12月及び42年1月の保険料が、42年10月9日になって納付されていることが確認できるところ、この時点で納付することが可能である申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が未納のままとしておくことは、申

立人の妻自身の国民年金保険料の納付実績から見て不自然であり、その時点では申立期間①は納付済みとなっていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①のうち、申立人が昭和31年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から同年8月まで
② 昭和31年9月1日から32年5月まで

私は昭和31年の高校卒業と同時に、学校の紹介でA社に就職しており、学校から、同社はすべての公的な保険に加入しているとの説明を受けた記憶がある。

また、申立期間②にはB社で勤務していた。同社は、上場企業の協力工場としてはトップの会社である上に、私自身も現場事務職員として工員の書類等の処理をしていた。

しかし、社会保険庁では、両申立期間について私の厚生年金保険の加入記録は無いとしている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうちの昭和31年7月1日から同年7月20日までの期間については、社会保険事務所保管のA社における厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日は同年7月1日、資格喪失日は同年7月20日、標準報酬月額は12等級となっている被保険者記録があり、その備考欄には「8.8(6049)」とある

とともに、横線により「(31.9.6(1405)取得取消」と消されている記録が確認できる。

この記録に関して、管轄社会保険事務所では詳細は不明としている上、昭和31年8月8日に整理番号「6049」で、資格取得届(昭和31年7月1日)及び資格喪失届(昭和31年7月20日)の処理が行われ、同年9月6日に整理番号「1405」で、資格取得の取消処理が行われたものと考えられるとのことであるが、この取り消された資格取得届の処理に伴い、払い出された厚生年金保険被保険者記号番号についての厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票には払出年月日が同年7月31日と確認できるのみであり、同記号番号が取り消されたことは確認できない。

また、この記録の被保険者氏名は、昭和31年1月1日から39年9月21日までの重複する期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する者と同一であるが、事業主が既に被保険者となっている者に係る資格取得届を再度提出するとは考え難い。

さらに、この記録以外に、当該事業所において申立人と同年代の者が同日の昭和31年7月1日に複数名資格取得していることが確認できることを踏まえると、本来、社会保険事務所において被保険者訂正を行うべきところを、取得取消との誤った処理が行われたものと認められ、事業主は、申立人が同年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①のうちの昭和31年7月1日から同年7月20日までの期間に係る標準報酬月額については、前出の被保険者名簿における12等級との記録から1万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうちの昭和31年4月1日から同年7月1日までの期間及び同年7月20日から同年8月までの期間については、同僚の証言により、また、申立期間②については、申立人が挙げた同僚が申立て事業所に係る厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、その期間は不明であるものの、申立人が両申立て事業所で勤務していたことはいかがわれない。しかし、申立人がこれら期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、これら期間については、社会保険事務所保管のA社及びB社における被保険者名簿には共に、厚生年金保険被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠落も無い。

さらに、A社では、当時の関係資料等は保管しておらず、当該事業所における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としており、また、B社では、社会保険関係番号の整理のために作成・保管している資料「社会保険

被保険者台帳」には申立人の氏名は無いとしており、両事業所に照会してもなお、申立内容を裏付けることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうちの昭和31年4月1日から同年7月1日までの期間及び同年7月20日から同年8月までの期間、並びに申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
社会保険庁では、私が申立期間中勤めていた A 県の B 社に関する厚生年金保険の加入記録が無いとしている。
同社が厚生年金保険に加入していたかは分からないが、勤めていたことは覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の電算記録では、B社という名称の厚生年金保険の適用事業所が、A県内はもとより他都道府県を含めてもなお、申立期間を含め現在までの間に確認できない。

さらに、申立人の雇用保険加入記録には、B社という名称の事業所に係るものは無い。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中となる昭和 44 年 11 月 2 日から同年 11 月 5 日までの間に A 県 C 市で払い出されていることが確認できる上に、社会保険庁の電算記録及び同市保管の国民年金被保険者名簿では、申立人が、国民年金保険料は未納となっているものの、申立期間がすべて含まれる 44 年 4 月 1 日から 45 年 1 月 13 日までの間に国民年金の被保険者資格を有していることが確認できることなどから、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険者であったとする申立内容は不自然である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 12 日から 44 年 8 月 13 日まで
私は申立期間中、A社B支社で、正社員のとび職として勤務していた。
在籍していたことは、私の雇用保険の被保険者記録で確認できるとともに、昭和 43 年の長男誕生の折には社会保険から出産祝金を受給したので、厚生年金保険にも加入していたと私の元妻も言っている。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録などにより、申立人が申立期間中、A社B支社に在籍していたことは確認できるものの、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管のA社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後に健康保険証の番号の欠落も無い。

さらに、A社本社では、申立期間当時、土木建設現場従事者について、班長、準班長、世話役等の基幹要員とそれ以外の者とを区分けし、厚生年金保険には基幹要員以上の者のみ加入させ、これ以外の者は、雇用保険、C国民健康保険組合に区分けせず加入させていた旨証言している。そして、同社では、基幹要員に関してのみ保存している人事関係資料には申立人のものは無いとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。